

地域社会と環境の保護

14. 職業保健専門家は地域社会と環境保護における役割の自覚が求められる。企業の操業や工程で発生したりあるいは結果として生じる環境破壊を明らかにし、評価し、防止策についての勧告を行うといった活動のリーダーシップをとりかつ参加しなければならない。

科学的知識に対する貢献

15. 職業保健専門家は、新しく発生したまたは疑いのある職業上の危険およびそれにかかわる予防法について、科学界に対して客観的な報告を行わなければならない。職業保健を専門とする研究者は専門家としての自主性を確保しつつ科学的な立場に立って活動の計画実施を図り、必要ならば独立の倫理委員会による評価を含めて、研究活動や医学研究に求められる倫理原則を遵守しなければならない。

職業保健専門家の役割を果たすための条件

能力、誠実、公平

16. 職業保健専門家は、常に労働者の健康と安全を最優先しなければならない。職業保健専門家は科学的知識と専門家としての能力に基づいて判断を下し、必要に応じてそれぞれの分野の専門家の助言を仰がねばならない。職業保健専門家はその誠実さや公平さを疑われるような判断、助言、活動を慎まねばならない。

専門家としての独立性

17. 職業保健専門家は専門家としての独立を保ち、役割を果たすにあたって秘密を守るという原則を遵守しなければならない。職業保健専門家は、とりわけ職業上の危険要因や健康あるいは安全を脅かす危険のあることがわかっている状況に関連して、雇用主や労働者またはその代表らに助言を与える際、いかなる場合もその判断や表明が相反する利害関係に左右されるようなことがあってはならない。

公正、非差別、コミュニケーション

18. 職業保健専門家は、職業保健サービス活動の対象となる人々との間に、信任と信頼と公正に基づく関係を確立しなければならない。すべての労働者は、年齢、性別、社会的地位、種族的背景、政治、思想あるいは宗教、病気の種類、あるいは職業保健専門家との相談のきっかけとなった原因によっていかなる差別も受けてはならず、常に公正な取扱いを受けなければならない。職業保健専門家は、問題となった仕事および職場環境の条件に関して最終決定権をもつ最高経営幹部あるいは取締役会との間に風通しのよいコミュニケーションの道を開いておかねばならない。

雇用契約における倫理条項

19. 適切であると考えられるときは常に、職業保健専門家はその雇用契約に倫理に関する条項を含めるよう要求しなければならない。倫理条項には職業保健専門家が専門家としての基準と倫理原則を適用する権利を特に明記しなければならない。職業保健専門家は、望ましい

専門基準や倫理原則に基づき任務が果たせないような職業保健の業務を受入れてはならない。雇用契約には利害衝突、わけても記録の取扱いや秘密を守ることに関する法律上、契約上および倫理上の立場についての手引きを含めなければならない。職業保健専門家は、自分の雇用またはサービス契約に専門家としての独立性を限定するような条項が含まれていないことを確認しなければならない。疑問がある場合は、管轄当局の助力を得て契約条件をチェックする必要がある。

記録

20. 職業保健専門家は、企業内の職業保健に関する問題を明らかにするために所定の守秘義務にしたがい十分な記録を維持しなければならない。この記録には作業環境のサーベイランス・データ、職歴などの個人データ、職場でのばくろ歴などの健康データ、職業上の危険要因へのばくろについての個人モニタリング結果ならびに適性証明書などを含める。労働者は自分自身の記録を閲覧する権利を与えられなければならない。

医学上の守秘義務

21. 個人の医療データおよび医学検査の結果は極秘医療ファイルとして、職業保健医または看護婦が責任をもって保管しなければならない。医療ファイルの閲覧、伝達および開示ならびにファイルの記載内容の利用は、国の法律または規則および医療関係者のための国の倫理規定の適用を受ける。

集団の健康データ

22. 個人が特定されるおそれがなければ、労働者集団の健康データは当該経営陣および労働者の代表あるいはもしあれば安全と健康に関する委員会などに公表して、ばくろを受けた労働者の健康と安全を守るという彼らの任務の一助とすることができる。労働災害および職業病は国の法律と規則に従って管轄当局に報告しなければならない。

保健専門家との関係

23. 職業保健専門家は職場での労働者の健康を守ることと関係のない個人的な情報を求めてはならない。ただし労働者が説明を受けて同意した場合は、職業保健医は労働者の健康を守ることを目的として、労働者のかかりつけの医師または病院の医療スタッフから医療に関する情報またはデータを取得してもよい。その場合職業保健医は、労働者がかかりつけの医師または病院スタッフに、自分の職責と医療に情報またはデータを必要とする理由を知らせなければならない。労働者の同意がある場合、職業保健医または看護婦は、必要に応じて労働者のかかりつけの医師に対して関連データ、職場での危険、被曝や制約など労働者の健康状態からみて何らかのリスクを伴うようだ事態について情報を提供することができる。

濫用しないこと

24. 職業保健専門家は、他の保健専門家と連携して労働者の健康と医療に関するデータの秘密を守らなければならない。特に重要な問題がある場合は、職業保健専門家は本人が倫理原

ILO：労働者の個人情報保護に関する行動準則（抜粋）

1996年10月

2 目的

この行動準則の目的は、労働者の個人情報保護に関する指針を提供することである。この準則には強制力がない。国内の法や規則、国際労働基準、他の認められた（accepted）基準にとって代わるものでもない。本準則は、立法、規則、労働協約、就業規則、政策や実際の措置を策定するために利用することができる。

6 個人情報の収集

6・7

医療上の個人情報は、国家の立法、医療の秘匿性、職業上の安全衛生の一般原則に適合する場合で、かつ以下のような必要がある場合を除き収集されてはならない。

- (a) 労働者が特定の仕事に適合するか否かを判定するため。
- (b) 職業上の安全衛生上の要請を履行するため。
- (c) 社会給付に関する権利を判定したり、当該給付をなすため。

10 個人情報の伝達

10・8

医療上の検査に関し、使用者は、特定の雇用上の決定に関する結論についてのみ説明をうけなければならない。

10・9

その結論は、医療上の性質を有する情報を含んではならない。提案された仕事の配置が適当か否かを示すものや、暫定的にせよ永続的にせよ、医療上不適当とみられる労働条件や職務の種類を特定するものは、結論として適切なものとみられる。

11 個人の権利

11・6

労働者は自らが選択した医療専門職を通じて自らに関する医療情報にアクセスする権利をもたなければならない。

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（いわゆるOECD保護勧告）」（概要）

<1980. 9. 23採択>

1 収集制限

個人データの収集には、制限を設けるべきであり、データの収集は、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に通知又は同意を得て行うべきである。

2 データ内容の原則

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり、最新なものに保たなければならない。

3 目的明確化の原則

収集目的は収集時より遅くない時期において明確化されなければならないが、その後の利用は当初の収集目的と両立し、かつ明確化されたものに制限すべきである。

4 利用制限の原則

個人データは、明確化された目的以外に利用されるべきではない。

5 安全保護の原則

個人データは、紛失・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護装置により保護されなければならない。

6 公開の原則

個人データに係る開発、実施、政策は、一般に公開しなければならない。また個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者を明示する手段を容易に利用できなければならない。

7 個人参加の原則

自己の関するデータの所在を確認し、知らしめられるべきであること。自己に関するデータについて異議申立ができ、異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化又は補正させることができなければならない。

8 責任の原則

データ管理者は、上記諸原則を実施するための措置に従う責任を有するべきである。

則に反すると考える手続や慣行、とりわけ口頭によるコメント、記録保管、記録を行う際の秘密保持、コンピュータに入れた情報の使用など医療上の守秘義務に関する手続や慣行を管轄当局に報告しなければならない。

他の当事者との関係

25. 職業保健専門家は、専門家として完全な独立を保つことの必要性について雇用主や労働者とその代表らの認識を高め、人間としての尊厳を守るためまた職業保健業務の必要や有効を広く認めさせるために、医療に関する秘密保持義務に対する干渉を排除しなければならない。

倫理と専門家による監査の推進

26. 職業保健専門家は雇用主、労働者およびその組織ならびに行政当局の支持をもとめて、職業保健業務の倫理を最も高い水準に維持するよう働きかけなければならない。適切な基準が設けられているか、そうした基準が守られているか、欠陥を指摘し矯正する機能が働いているかなどについて、職業保健専門家の活動を専門家が監査するための制度を設けるべきである。